

## 意思疎通支援条例及び手話言語条例関連事業の 実施状況を踏まえた今後の施策について

### 1 実施状況について

#### (1) 条例の普及

- ・ 条例の概要等を紹介するホームページの開設（常設）
- ・ パネル展の開催（本庁舎及び振興局で開催）
- ・ パンフレットの作成・配布
- ・ 道民フォーラムの開催（平成 30 年度、全道 6 か所）
- ・ 道政（テレビ）番組での広報（H30 年度）
- ・ 会議・研修等における条例普及

#### (2) 情報保障について

- ・ 知事記者会見の手話付き動画の配信
- ・ ミニ手話講座動画配信
- ・ 職員向け手話講座の開催（対象者 20 名、全 10 回）  
ミニ手話講座の開催（対象者 5 名、全 4 回）
- ・ 「イベント等での情報保障と配慮について」（動画作成）
- ・ 「障がいのある方への配慮と情報保障ための指針」の策定  
11 月～印刷版を「イベント等での情報保障と配慮について」動画と併せて配布  
市町村、関係機関、民間団体、交通機関等へ配布  
庁内掲示板（ネットワーク）を活用して、挨拶などの手話を紹介

### 2 今後の取組について

#### (1) 条例普及及び情報保障について

#### (2) 読書バリアフリー法施行による今後の施策について